

国民年金だより

★令和 8 年度（令和 8 年 7 月分～令和 9 年 6 月分）国民年金保険料免除申請の受付が 7 月 1 日から始まります。

収入の減少や失業等により、経済的に保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請手続きにより、保険料が「全額免除」または「一部免除（一部納付）」される免除制度があります。

申請者本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

なお、所得の申告をしていないと審査ができませんので、忘れずに申告をお願いします。

【免除・猶予の申請可能期間と前年所得の関係】※令和 8 年 7 月時点

免除・猶予の申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
令和 6 年 6 月分	令和 4 年中の所得（令和 4 年 1 月～12 月）
令和 6 年 7 月分～令和 7 年 6 月分	令和 5 年中の所得（令和 5 年 1 月～12 月）
令和 7 年 7 月分～令和 8 年 6 月分	令和 6 年中の所得（令和 6 年 1 月～12 月）
令和 8 年 7 月分～令和 9 年 6 月分	令和 7 年中の所得（令和 7 年 1 月～12 月）

※学生の場合は「学生納付特例」の対象となり、申請書・受付期間および対象期間が異なります。

【手続きに必要なもの】

①基礎年金番号がわかるもの ②雇用保険受給資格者証または離職票の写し等（失業等を理由とする場合）

※退職（失業）の場合は、退職された方の所得を除外して審査する特例免除制度があります。

【届出先】保険課（☎ 31-0216）

および美都地域総務課・匹見地域総務課で随時受付けています。

※免除等の申請手続きは、マイナポータルからスマートフォン等で電子申請することもできます。

利用方法については日本年金機構ホームページをご覧ください。



▲日本年金機構
ホームページ

○浜田年金事務所 出張年金相談

相談日 7月14日(火)・28日(火)

相談場所 益田市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00 ～ 15:30

【予約・問い合わせ先】浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670

☆要予約

相談日の 1 カ月前から受付

※定員に達した時点で受付は終了します。

※予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合は、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所で開催される場合も電話での予約が必要です。

【問い合わせ先】市保険課 ☎ 31-0216

広告

広告